

建築確認申請提出書類チェックリスト

◆建築確認を申請される場合、次に掲げる書類等を提出して下さい。

尚、恵庭市は建築基準法第97条の2の規定による限定特定行政庁に属し、建築確認の審査範囲が同法第6条第1項第四号に該当する建築物（主に木造2階建ての戸建住宅）のみとなります。

提出書類	提出部数・提示方法等	備考	確認
(1) 必ず提出する図書及び書類			<input type="checkbox"/>
①建築確認申請書	正本・副本（各1部） （副本は正本の写し）	第一面から第六面が必要です。	<input type="checkbox"/>
②設計図書(図面等)	正本・副本（各1部） （副本は正本の写し）	提出が必要な図面等につきましては、裏面を参照下さい。 全ての図書に設計者の押印が必要です。	<input type="checkbox"/>
③建築計画概要書	1部		<input type="checkbox"/>
④建築工事届	1部		<input type="checkbox"/>
(2) 必要に応じ提出する書類			<input type="checkbox"/>
⑤建築士免許証 ※1	原本の提示又は写しの添付	設計者・工事監理者が建築士であり、業務を業として行なう場合。 【注】恵庭市に提出履歴がある建築士は提出不要。	<input type="checkbox"/>
⑤委任状	正本・副本（各1部） （副本は正本の写し）	建築主から委任された代理人により申請をする場合、建築主の押印があるものがが必要です。この様式について定めはありませんが、記載内容により代理人が行なえる委任範囲が決まるためご注意下さい。	<input type="checkbox"/>
⑥認定書の写し	1部 （仕様が確認できる部分の 抜粋可）	大臣認定を受けた材料(外壁・屋根等)、認定型式部材等を使用する場合。	<input type="checkbox"/>
⑦消防用図面	1部	消防長の同意を要する場合。（準防火地域内の建築物・一戸建ての住宅以外の建築物・店舗併用住宅等）	<input type="checkbox"/>
⑧都市計画法施行規則 第60条による証明書	正本にのみ原本の 写しを添付（1部）	市街化調整区域内の土地で建築確認を申請する場合、当該建築物が都市計画法に適合していることを証する証明書が必要です。	<input type="checkbox"/>
⑨公共的施設新築等工事届出書	1部	北海道福祉のまちづくり条例で定める「公共的施設」の新築等を行なう場合。また、この届出と併せてバリアフリー法に基づく自主チェックリストの提出が必要です。	<input type="checkbox"/>

※1 建築士免許証と併せて、建築士講習修了証の提示もご協力願います。

講習修了証の提示がなくても申請の受付はいたしますが、虚偽等の違反が認められた場合は、国・北海道など関係機関による行政処分の対象となる場合がありますので、できる限り提示をお願い致します。

上記の書類の添付が確認できない場合、受付できないことがありますので事前にご確認願います。

(裏面)

提出が必要な図面等

- ◆建築基準法第6条第1項第四号に掲げる建築物で建築士の設計に係るもの。
(確認の特例を適用する場合)

図面等の名称	備考	確認
敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式、若しくは地積測量図。	<input type="checkbox"/>
建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式。	<input type="checkbox"/>
床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式。	<input type="checkbox"/>
付近見取図	目標となる地物が記載されているもの。	<input type="checkbox"/>
配置図	土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ。下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置及び排出経路又は処理経路。その他必要事項。	<input type="checkbox"/>
各階平面図		<input type="checkbox"/>
室内仕上げ表	内装制限等の性能基準、設備機器などについての内容が確認できるもの。	<input type="checkbox"/>
換気計算書 (シックハウス対策)	有効換気量又は有効換気換算量及びその算出方法。換気回数及び必要有効換気量。	<input type="checkbox"/>
立面図(4面)	恵庭市要求図面(開口部の位置・寸法、高さ等の確認に用います。)	<input type="checkbox"/>
矩計図又は断面図	恵庭市要求図面(基礎の凍結深度、防火構造等の確認に用います。)	<input type="checkbox"/>

本チェックリストは、恵庭市ホームページからもダウンロードできます。

※[トップページ](#) > [暮らしの情報](#) > [住宅・道路・公園](#) > [住宅・土地について](#) > [建築確認・完了検査申請について](#)

恵庭市 建設部 建築相談課

電話 : 0123-33-3131 (内線2531・2533)

FAX : 0123-33-3137

Mail : kenchikusoudan@city.eniwa.hokkaido.jp